

障害児通所給付で受けられるサービス

サービス	内 容	
障害児通所給付	児童発達支援	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活に基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。
障害児相談支援給付	障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います。